

【ABC 消費者情報 Vol. 218】

◎引越しごみ等不用品回収サービスの高額請求に注意！

「ネットで検索した事業者の不用品回収を依頼した。見積書や契約書もなく、高額な費用の一部を前金払いで請求され、追加料金まで請求された。」といった相談が寄せられています。

○アドバイス

- ・引越しごみの処理を依頼する場合は、市が許可している一般廃棄物処理業者に依頼しましょう。チラシやインターネット広告の事業者が許可事業者とは限りません。
- ・複数の事業者から見積りを取り、作業内容や追加料金の有無などを確認したうえで依頼しましょう。
- ・困った時は、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512